

中小企業等の省エネルギー診断料金を補助

市内の中小企業及び個人事業主等の脱炭素経営に向けた取組を支援するため、省エネルギー診断を受診した中小企業等に対して補助金を交付します。

補助対象事業

市内に所在する事業所が実施する、次のいずれかの省エネルギー診断を受診し完了したものが対象となります。

診断名	診断機関	診断メニュー	WEBサイト
省エネ診断	一般社団法人 環境共創イニシアチブ	<p>①ウォーカスルーディagnosis (5,720円~48,840円) 設備の管理状況を診断し、エネルギーの無駄遣いや省エネにつながるヒントを見つけ、コスト削減の提案をします。</p> <p>②IT診断 (22,000円~55,000円程度) 計測機器で取得したデータを活用し、設備やプロセスごとのエネルギー使用状況の見える化、分析等を行い、省エネ対策を提案します。</p> <p>③伴走支援 (11,000円~22,000円程度) 更新設備の最適仕様の調査、補助金等の申請サポート、省エネ・再エネ取組の定着支援等、幅広いサポートをします。</p>	
省エネ最適化診断	一般社団法人 省エネルギーセンター	<p>①小規模診断 (7,920円) 専門家1人診断(説明会なし)</p> <p>②A診断 (10,670円) 専門家1人診断+診断結果説明会</p> <p>③B診断 (16,940円) 専門家2人診断+診断結果説明会</p> <p>④大規模診断 (25,850円) 事前打合せ+専門家2人診断+診断結果説明会</p>	

補助対象者

次のすべてを満たす
市内に事務所又は事業所を有する
中小企業及び個人事業主

- 上記の「省エネルギー診断」を受けた者
- この補助金の交付を受けたことがないこと
- 市税に滞納がない者

補助金額等

省エネ診断機関に支払った金額とし、
上限額を**23,000円**(振込手数料を除く。)とする

募集件数 **3件程度** (予算の範囲内で受付)

補助金手続き



- 制度や予算について知りたい場合は事前にご相談ください。
- 省エネ診断機関が実施する省エネ診断を受診してください。
- 受診・診断料支払い後に大野市省エネルギー診断料補助金申請書兼請求書を提出してください。
- 審査後、交付決定通知書を送付し、補助金をお支払いします。

提出書類

- 大野市省エネルギー診断料補助金交付申請書兼請求書
- 省エネルギー診断の診断結果の写し
- 省エネルギー診断の診断料を支払ったことが分かる書類
(領収書の写し等)
- 申請者名義の振込先口座が分かる写真

申請受付期間

令和7年5月2日 (火) ~ 令和8年3月19日 (木)

【問い合わせ先】

〒912-8666 大野市天神町1-1
大野市くらし環境部 環境・水循環課
電話: 0779-64-4828(直通)
✉: kankyo@city.fukui-ono.lg.jp

詳しくは大野市ホームページから

大野市 省エネ診断 補助金

検索

